

令和5年度 保育の職場体験事業 実施要項

1. 目的

保育分野への就労を考えている方などを対象に、保育の職場での体験を通じて保育の仕事への理解を深め、就労を促進することを目的として本事業を実施します。

2. 主催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター（以下「本会」という。）

3. 対象者

保育の仕事に興味があり、就労を考えている次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 保育士資格保有者で保育士として現場復帰したいがブランクがある方。または未経験なので不安な方
- (2) 保育士資格保有者で今すぐの就職はできないが、いつかは保育士として働きたい方
- (3) これから保育士資格を取得したい方
- (4) 保育士資格はないが、保育所で働きたい方

※学生については、卒業年度のみ受入対象とします。ただし、中学生以下の方は対象外とします。

4. 体験実施期間

令和5年8月1日～令和6年2月22日（土日・祝日は除く）

※申込受付期間：7月18日～2月9日

5. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします（連続しなくても可）。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時（昼食休憩含む）とします。

※体験回数は、一人2回までとします。

6. 体験先施設・事業所

本会が調整した受入施設・事業所（保育分野）であって、参加者が希望するところとします。なお、受入施設・事業所一覧は本会のホームページに掲載します。

- ・山形県福祉人材センターに事業所登録のある保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館
- ・山形県福祉人材センターに事業所登録のある障がい児施設、放課後等デイサービス 等

7. 参加費

参加費は無料とします。（交通費・昼食代は自己負担）

8. 体験内容

- ・外遊び、手遊び、読み聞かせ等の補助
- ・子どもとの話し相手や遊びを通しての交流
- ・昼食時の見守りや片づけ
- ・保育記録やお便りの作成等の方法
- ・保育所、事業所の概要説明や施設見学 等

9. 実施方法

- (1) 体験申込み ※令和5年7月18日～令和6年2月9日まで

体験希望者は、体験希望日程の2週間前までに「体験申込書」(様式2)を記入のうえ、FAX または郵送にて本会にお申込みください。



- (2) 受入の調整

本会は、「体験申込書」(様式2)の記載内容に基づき、受入施設・事業所を調整し、双方に連絡します。受入の調整がついた時点、または体験希望日程の1週間前までに体験希望者に決定通知書を送付します。



- (3) 職場体験への参加

体験希望者は、職場体験に参加してください。



- (4) 体験報告

体験者は、体験終了日に「体験記録」(様式3)を記入し、受入施設・事業所の担当者に提出してください。



- (5) 体験者へのフォローアップ

提出された体験記録には受入施設・事業所のコメントを添えて、本会から体験者に返送します。

また、必要に応じ、保育の職場に関する情報提供や就労あっせん等のフォローアップを行います。

10. 感染症の防止に関する事項

- (1) 体験者は、体験日の朝に必ず検温してください。風邪の症状がある方や37.5℃以上の発熱がある方は参加をお断りします。
- (2) 体験者は、体験日毎に「健康状態申告シート」(様式5)を受入施設・事業所の担当者に提出してください。
- (3) 体験中はマスクを着用してください。(マスクはご持参ください。)
- (4) 体験中は、適宜、手洗いや手指の消毒をお願いします。
- (5) 体験施設の感染防止対策に従ってください。

11. その他

- (1) 体験者の体験中の事故に備え、本会でボランティア行事用保険に加入します。保険料は本会で負担します。
- (2) 感染症等の影響により中止とする場合があります。その場合、本会ホームページでお知らせします。
- (3) 雇用保険上の求職活動として認められます。

【問い合わせ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター【担当／細井、島貫】
〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内
TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730